

R o H S 指令始動



電気・電子製品に使われる鉛等化学物質の使用を規制する欧州連合(EU)の「RoHS 指令」が7月1日よりスタートしました。規制物質が一定濃度を超過していると判明した場合は出荷停止等の措置がとられる可能性があります。ただ検査方法等はいまいで各国の裁量に委ねられており、日本の電機・精密各社は管理を強化する一方で不安も募らせています。

RoHS 指令は家電、パソコン、携帯電話等の製品への鉛、水銀等6つの化学物質の使用を原則禁止しました。ただ、罰則等実際の運用は加盟各国がそれぞれ定めた国内法に従う為国ごとに様々です。さらに将来の技術革新に備え、対象製品の表示等はあえてあまいにしています。

日欧の規制文化の違いに日本メーカーは戸惑いを隠せず、各国に行政裁量の余地が残る為欧州製品と競合する分野での日本製等に不利に働くのではないかと不安も募っています。

日本の電機・精密大手は、調達先と連携して部材に含まれる化学物質の管理システムの構築を強化しています。ソニーは RoHS 指令が発効した 2003 年に化学物質管理の基準を定め、国内外の調達先約 4 千社を監査しました。これに先立ち工場ごとに約 7 百人の監査員を養成し、監査に合格し「グリーンパートナー」と認定した調達先だけに取引を絞り込みました。部材の調達先が世界各国に広がっているのに対し、キャノンは調査方式の共通化を業界各社に呼びかけ、既に約 90 社が共通方式の推進組織に参加する等国際標準化を目指しています。

欧州販売の売上高全体に占める比率はキャノンが 30%超、ソニーが 20%超等であり、違反した場合は厳しい罰則とブランドイメージの悪化が避けられず、不安は完全に払拭できていないのが現状です。

当社では本年7月1日より施行されました RoHS 指令に対応する特定有害化学物質の分析を受け付けております。ご質問等ございましたらお気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2006年7月1日付 日本経済新聞

商品開発箇所 須賀重政